

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。